

目 次

第 1 章. 総論	10
1. 意義及び目的	10
2. 構成	11
3. 主要用語の定義	12
第 2 章. 登録対象化学物質の確認	18
1. 概要	18
2. 新規化学物質	20
3. 登録対象既存化学物質	21
3.1 ‘登録対象既存化学物質’の指定・告示	21
3.2 ‘登録対象既存化学物質’の登録猶予期間等	22
4. 登録対象化学物質の確認方法	23
4.1 法適用除外の有無確認[法第 3 条] 一段階 1	25
4.2 化学物質識別情報等の確認一段階 2	28
4.3 登録対象の有無確認一段階 3 及び 4	31
4.4 登録免除対象化学物質の有無確認一段階 5	34
第 3 章. 登録対象化学物質の登録申請	40
1. 登録義務者	40
2. 登録申請時提出資料	44
2.1 一般登録	44
2.2 少量新規化学物質	46
2.3 分離中間体登録	48
2.4 高分子化合物特例	49
2.5 化学物質を殺生物製品に使用する場合の特例	50
3. 物理的・化学的特性及び有害性に関する試験資料の提出	51
3.1 試験機関で実施した試験結果を記録した書類の提出	51
3.2 試験計画書代替提出	52
3.3 登録申請時提出資料の省略	53
3.4 主要類型別試験資料要約	56
4. 資料の保護	63
5. 登録対象化学物質の登録申請	65
5.1 新規化学物質の登録申請	66
5.2 登録対象既存化学物質の登録申請	68
6. 既存資料の共同活用	72
6.1 既存登録申請資料の共同活用	72
6.2 脊椎動物試験資料に関する特例	73
7. 有害性審査・審査免除を受けた者に対する経過措置	74
7.1 有害性審査を受けた者に対する経過措置	74

7.2 有害性審査免除を受けた者に対する経過措置.....	75
第4章. 登録申請書作成及び結果通知.....	77
1. 登録申請書作成.....	77
1.1 一般登録申請書作成と例示[施行規則別紙第2号書式].....	77
1.2 少量登録申請書[施行規則別紙第3号書式].....	85
1.3 化学物質登録免除確認申請書[施行規則別紙第6号書式].....	89
2. 化学物質情報処理システムの活用.....	94
3. 処理期間及び結果の通知.....	95
第5章. 登録後の後続措置.....	97
1. 変更登録及び変更申告.....	97
1.1 変更登録.....	97
1.2 変更申告.....	98
2. 化学物質の情報提供.....	99
2.1 登録された化学物質の義務的情報提供.....	99
2.2 下位使用者に対する情報提供.....	101
2.3 下位使用者の情報提供.....	105
3. 書類の記録及び保存.....	103
原文.....	165